

金融内部監査士 継続的専門能力開発制度（CPE）ガイドライン ＝よくある質問＝

一般社団法人日本内部監査協会 2010年6月15日施行
2026年4月1日改定

I. CPE(継続的専門能力開発制度)の必要性について

1. CPE(継続的専門能力開発制度)はなぜ取得する必要があるのですか？

→ 『金融内部監査士』の資格を有する者は、内部監査業務のプロフェッショナルとしての能力の維持・向上を図るため、この継続的専門能力開発制度（Continuing Professional Education/CPE）にもとづき、所定の期間内に20CPE単位の履修をしなければなりません。CPE活動によりその能力の維持・向上を図ることは、『金融内部監査士』に課せられた責務であり、ここに定められる要件を満たさない場合は、金融内部監査士の称号を使用することはできません。

II. 必要なCPE単位数について

1. CPE単位の報告期間と報告期限を教えてください。

→ 初回の報告は、資格認定日の属する年を1年目として4年目の3月31日です。また、期限までに、所定の単位を取得するものとします。3月31日を2年間の区切りとし、以後2年毎にその繰り返しとなります。

2. 報告期間以前に取得したCPE単位を、報告期間分の単位として報告してもよいですか？また、報告期間内で設定単位数を超えた分の単位を次の報告期間の単位として繰り越すことはできますか？

→ 報告可能なCPE単位は、報告期間内に取得した単位に限ります。また、対象期間内における超過単位を次の報告期間に繰り越すことはできません。

3. 海外に赴任した場合、報告単位数の変更はありますか？

→ 報告期間及び報告単位数の変更や免除はございません。

4. 研修・講習会の参加証明書類はCPE報告書と一緒に提出する必要はありますか？

→ 参加・関与の証明書類は最低3年間、各自で保管をお願いしております。「CPE報告書」の内容に関してサンプリングによる監査を行う場合がございます。その際には、対象者は証明書類を提出しなければなりません。提出できない場合は、報告内容が否認される場合があります。

5. CFS A資格を持っています。この場合、金融内部監査士のCPE単位の報告はどうしたらよいですか？

→ CFS A資格を持っている場合、CFS AのCPEを履行することで、金融内部監査士のCPEも同時に履行されたこととなりますので、金融内部監査士のCPE報告書をご提出いただく必要はありません。

（なお、CFS Aと金融内部監査士の『CPEガイドライン』は異なりますのでご注意ください。）

III. 報告単位不足について

1. 報告単位が不足している場合、または報告を怠った場合、資格は取り消されますか？

→ 資格が失効し称号を使用することはできません。

IV. CPEの対象となる活動

1. **CPE単位を取得できるのはどんなテーマの活動ですか？**
→ 内部監査の他、監査、会計、金融、証券、保険、経営、経済、法律、コンピュータ、マーケティング等の資格保持者各自における職種・業種の専門分野に関するテーマも含まれます。
2. **日本内部監査協会の研修会に参加し、参加証と講義資料を保管しています。これでCPE単位を報告できますか。**
→ 日本内部監査協会主催の研修会ですが、受講後に修了証のメールをお送りしております。メールの中にCPE単位の記載がございますので、そちらをご報告ください。
3. **社内の研修会・eラーニング・通信講座に参加しています。受講票や講義資料を保管しています。これはCPE単位として報告できますか？**
→ 『CPEガイドライン』Ⅱ-1.のテーマに該当する社内研修については、CPE単位の対象となります。
※ 開催日時・場所・研修会名が明確である研修で、且つ受講証明書が発行されるものが該当します。受講証明書が発行されない場合は、参加した研修日・研修内容・場所・時間等の記載のあるメールや書類（上司の署名があるもの）を代用いただけます。
4. **他団体（例えばCFE、CISA）の研修会を受講した場合、CPE単位の付与が認められるか、認められないかの違いは何でしょうか？**
→ 『CPEガイドライン』Ⅱ-1.のテーマに該当する他団体の研修については、CPE単位の対象となります。
※ 開催日時・場所・研修や会議名が明確である研修で、且つ受講証明書が発行されるものが該当します。受講証明書が発行されない場合は、参加した研修日・研修内容・場所・時間等の記載のあるメールや書類（上司の署名があるもの）を代用いただけます。
5. **日本内部監査協会 個人会員特典の「月刊監査研究学習プログラム」を受講しました。CPE単位は付与されますか？**
→ 『CPEガイドライン』カテゴリⅦの個人会員登録（入会時に5単位CPE、更新時に5CPE単位）としてCPE単位が付与されますので、当該プログラムに参加してもCPE単位は認められません。
6. **個人会員に入会した場合、CPE単位が付与されるタイミングを教えてください。年途中で入会した場合は付与される単位は変わりますか？**
→ 個人会員に入会した際に5CPE単位が付与されます。年途中で入会した場合も同単位が付与されます。更新した場合は、更新時に5CPE単位が付与されます。
7. **CPE単位対象で翻訳を希望しているのですが、手続きはどうしたらよいですか？**
→ 翻訳を希望する際は、内容、著作権、重複翻訳を確認するために、翻訳したい内容（掲載号・題名・筆者名）を日本内部監査協会 編集課までご連絡ください。なお、原則、過去1年以内の記事でお願いしております。
8. **月刊監査研究に投稿し掲載されるとCPE単位を取得できると聞いています。手続きを教えてください。**
→ 投稿を希望する際は、投稿したい内容を日本内部監査協会 編集課までご連絡ください。
9. **日本内部監査協会の講習会の講師をするとCPE単位を取得できますか？ どうしたら講師になれますか？**
→ 講師を希望する際は、講義内容を日本内部監査協会 部会・研修課までご連絡ください。

10. 他試験合格によるCPE単位の取得は、どのような資格が該当しますか？

→ 監査、会計、金融、証券、保険、経営、経済、法律、コンピュータ、マーケティングに関する資格に合格（または資格認定）したことを指します。

※ 監査人（監査をする側）としての専門能力開発に貢献する資格が対象となります。なお、合格（または資格認定）した資格が要件を満たすかどうかの判断および実証は資格保持者ご自身でお願いしております。

11. 大学・大学院に通っていますが、単位として認められますか？

→ 社会人学生の方が大学院等で、『CPEガイドライン』Ⅱ-1.に該当するテーマの講義を履修されている場合、集合研修のカテゴリとしてCPE単位が認められます。履修科目が1単位科目の場合、10CPE単位、2単位科目の場合は15CPE単位、4単位科目の場合30CPE単位、6単位科目の場合45CPE単位が付与されます。ただし、他試験合格としてCPE単位を報告する場合、当該試験の対策講座等に関するCPE単位は認められません。

12. CIAフォーラム研究会で付与される単位数を教えてください。

→ 集合研修のカテゴリとして、研究会出席時間50分1CPE単位が付与されます。詳しくは、「[CIAフォーラム運営要綱](#)」をご参照ください。

13. 通信講座はCPE単位として報告できますか？

→ 『CPEガイドライン』Ⅱ-1.のテーマに該当し、且つ修了証明書が発行される通信講座については、CPE単位として報告できます。

◆ 受講期間1ヶ月以上～3ヶ月以下 = 8CPE単位

◆ 受講期間 3ヶ月を超えるもの = 10CPE単位

ただし、他試験合格としてCPE単位を報告する場合、当該試験の通信講座に関するCPE単位は認められません。

14. 日本内部監査協会主催の内部監査推進全国大会に参加した場合、CPE単位は報告できますか？

→集合研修のカテゴリとして、CPE単位が付与されます。また、大会終了後に修了証のメールをお送りしております。メールの中にCPE単位の記載がございますので、そちらをご報告ください。

15. 勤め先が日本内部監査協会の正会員です。月刊監査研究を閲覧した場合、CPE単位は報告できますか？

→自己学習のカテゴリとして、CPE単位が付与されます。但し、正会員且つ個人会員の場合、『CPEガイドライン』カテゴリⅦの個人会員に対して付与されるCPE単位と併用することはできません。

16. 社内会議に参加しました。CPE単位は報告できますか？

→社内会議は業務に該当するため、CPE単位の対象外になります。

V. CPE活動の報告方法

1. 「CPE報告書」はメールやFAXで提出できますか？

→ 原則、メール、またはFAXによる提出は受け付けておりません。

お手数ですが、日本内部監査協会 国際・資格課まで郵送にてご提出ください。

※ お送りいただきましたCPE報告書の到着確認はしておりません。

また、普通郵便等で送られた書類が当会へ未着の場合の責任は負いかねます。

<最新情報について>

金融内部監査士は、日本内部監査協会が認定する資格であり、CPEガイドラインの内容は変更される場合がございます。最新情報は、日本内部監査協会のホームページ (<https://www.iajapan.com/leg/certifications/kinyu/kinyu.html>) でご確認ください。

〒104-0031 東京都中央区京橋3-3-11 VORT 京橋

一般社団法人日本内部監査協会 国際・資格課

Tel:03-6214-2232 <https://www.iajapan.com/leg/>